旭川医科大学病院看護師特定行為実践支援専門部会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年11月7日看護師特定行為管理委員会決定)

旭川医科大学病院看護師特定行為実践支援専門部会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院看護師特定行為実践支援専門部会細則(令和3年2月2日看護師特定行為管理委員会決定)の一部について,下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。 改正後 現行 (略) (略) (組織) (組織) 第4条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 第4条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副病院長のうちから 1人 (1) 副病院長のうちから 1人 (2) 看護師特定行為研修修了者が当該特定行為を実施する診療科 (2) 看護師特定行為研修修了者が当該特定行為を実施する診療科 等の医師のうちから 若干人 等の医師のうちから 若干人 (3) 専任リスクマネジャーのうちから 1人 (3) 専任リスクマネジャーのうちから 1人 (4) 薬剤部副薬剤部長のうちから 1人 (4) 薬剤部副薬剤部長のうちから 1人 (5) 看護部副看護部長(業務担当) (5) 看護部副看護部長(業務担当) (6) 集中治療部ナース・ステーション看護師長 (6) 集中治療部ナース・ステーション看護師長 (7) 経営企画課長 (7) 医療支援課長 (8) その他病院長が必要と認めた者 (8) その他病院長が必要と認めた者 (略) (略) 附則 この細則は、令和7年11月7日から施行し、改正後の第4条の規定は令 和7年10月1日から適用する。 【改正理由】 業務の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。